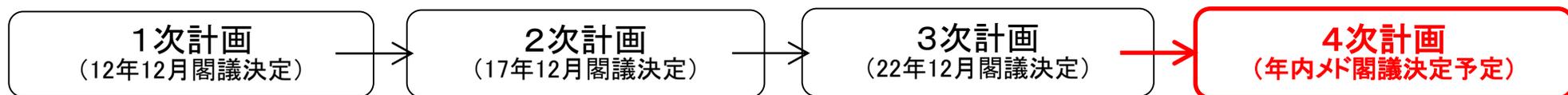


最近の男女共同参画・ 女性活躍推進関連の動きについて

第4次男女共同参画基本計画の策定スケジュール・検討体制

1 概要

- 現行の3次計画を平成27年12月を目途に改定
- 平成26年10月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、4次計画の策定に向けた「基本的な考え方」を諮問し、検討を開始



2 スケジュール

- 《26年度》 10月 ・ 「**基本的な考え方**」諮問
11～1月 ・ 「3次計画」のフォローアップ
1月～ ・ 「基本的な考え方（素案）」の検討
- 《27年度》 夏頃 ・ 「**基本的な考え方（素案）**」の決定（7/28）
（公聴会、パブリックコメントの実施）
11月以降 ・ 「**基本的な考え方**」答申
年内外[※] ・ 「**4次計画**」諮問・答申 → 閣議決定【予定】
- ・パブリックコメント
7月下旬～9月中旬
・公聴会
8月下旬～9月上中旬
全国6カ所（宮城、東京、愛知、京都、広島、福岡）

3 検討体制



第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)概要

第1部 基本的な方針

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

I あらゆる分野における女性の活躍

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性型の働き方等の改革(長時間労働削減などの働き方改革、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) ・ 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 ・ 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等) |
| ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 ・ 政治・司法・行政・経済分野における女性参画の拡大 ・ 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、教育、メディア、防災・復興、医療、国際)における女性参画の拡大 |
| ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 | <ul style="list-style-type: none"> ・ M字カーブ解消に向けたワーク・ライフ・バランスの実現 ・ 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 ・ 非正規の処遇改善、再就職・起業支援 等 |
| ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 ・ 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備 |
| ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 ・ 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成 |

第2部 政策編 II 安全・安心な暮らしの実現

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産に係る健康支援 ・ 医療分野における女性参画拡大 |
| ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策 |
| ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) ・ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- | | |
|---------------------------|--|
| ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 ・ 育児・介護の支援基盤の整備 |
| ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 ・ 男女共同参画等の教育・学習の機会の充実 |
| ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施策への男女共同参画の視点の導入 ・ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入・国際的な防災協力 |
| ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 ・ 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 |

IV 推進体制の整備・強化

- ・ 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援

女性の活躍は、女性だけでなく、日本社会の在り方を変える。

○女性活躍の動きを更に加速するため、今年から新たに「重点方針」を決定し、毎年の各府省概算要求に反映

1. 女性参画拡大に向けた取組

- 国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」
(中堅女性職員のキャッチアップ、徹底した超過勤務の縮減等による男性も含めた働き方改革等を通じた職員数の男女比に応じた各役職段階への登用)
- 女性活躍推進法案(国会審議中)に基づく国・地方・企業の取組の促進(「見える化」など)
- 民間企業の管理職の女性限定募集・採用が、均等法のポジティブ・アクションとして可能となる範囲の拡大及びその周知徹底 など

3. 女性活躍のための環境整備

- 中立的な税・社会保障制度等への早期の見直し(個人所得課税等)
- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達でより幅広く評価する 枠組みの導入
- 「マタニティ・ハラスメント」の防止に向けた次期通常国会における法的対応も含めた取組強化による、ハラスメントのない社会の実現
- 性犯罪の法定刑の見直し、非親告罪化等の検討など、社会の安全性を高め、安心して暮らせる環境整備 など

2. 社会の課題解決を主導する女性の育成

- 産学官連携による女性理工系人材の育成に向けた「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)の構築
(児童生徒等へのロールモデルの提示、進学・就職情報支援)
- 「国際機関における邦人職員増強戦略」
(2025年までに国連機関の日本人を1,000人に) など

4. 暮らしの質向上のための取組

- 女性にとって快適・安全な空間づくり(公共トイレの改善等)
- 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い
(相談窓口の電話番号等の重点的な情報提供 等) など

5. 女性活躍の視点からの予算編成過程における総合調整の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

- ▶ 安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、昨年9月に第1回目となる「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(略称:WAW!(ワウ))を開催。第2回を、本年8月28日、29日に、「“WAW” for all」をテーマに掲げて開催予定。
- ▶ 世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、女性の活躍促進のための取組について議論し、提案。

WAW! 2015

8月28日(金) 14:00-18:30 公開フォーラム

19:00-20:30 レセプション

8月29日(土) 10:00-17:30 ハイレベル・ラウンドテーブル

場所: グランドプリンスホテル高輪・新高輪(港区)

公開フォーラム登壇者



エレン・ジョンソン・サーリーフ
リベリア大統領



マリリン・ヒューソン
ロックード・マーティンCEO



女性と経済

E-1 ワークライフ・マネジメント

E-2 男性と共に変革する

E-3 困難をかかえる女性たち

グローバルな課題

G-1 女兒と教育

G-2 平和構築と女性

G-3 マルチステークホルダー連携による国際協力

スペシャル・セッション

S-1 トイレを通じた女性のエンパワーメントの実現

S-2 自然科学分野と女性

S-3 ダイバーシティとイノベーション実践編

S-4 ユース・テーブル

S-5 アジアにおける女性起業家への支援

S-6 女性と防災



男女共同参画

UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)

- 平成23年1月、国連における女性問題を扱う4つの機関を統合し、発足したもの。我が国はUN Womenの執行理事国であるとともに、外務省よりその活動に対する拠出を行っている。
- 第3次男女共同参画基本計画では、国際機関等との連携・協力推進の観点から、UN Womenへの積極的貢献を図るとしている。

安倍総理のコミットメント 第69回 国連総会一般討論演説 (2013年9月)

「第一に日本は、UNウィメンの活動を尊重し、有力貢献国の一つとして、誇りある存在になることを目指し、関係国際機関との連携を図っていきます。」

UN Womenに対する我が国の拠出(コア拠出+補正の推移)

2013年	約2百万ドル
2014年	約1千万ドル(約5倍)
2015年	約2千万ドル(一昨年から約10倍、昨年から約2倍)

UN Women 日本事務所

- 名称 UN Women日本事務所 (UN Women Japan Liaison Office)
- 所在地 東京都文京区シビックセンター内
- 設置日 2015年4月15日
- 開所式 2015年8月30日



【UN Womenによるイニシアティブ「IMPACT10×10×10」】

- 女性のエンパワーメントの推進を支持する男性に呼びかける、HeForSheキャンペーンを加速化するイニシアティブ。
- 2015年6月に、安倍総理は「IMPACT10×10×10」に参加する10人の国家元首及び政府の長の一人として選出。

G7エルマウ・サミット

➤ 日程:2015年6月7日～8日

➤ 出席者

安倍総理、メルケル首相(独)、レンツィ首相(伊)、ハーパー首相(加)、オランダ大統領(仏)、オバマ大統領(米)、キャメロン首相(英)、トウスク欧州理事会議長・ユンカー欧州委員会委員長(EU)

【女性】

女性の起業支援促進に関するG7原則及び女性に関するG7作業部会の創設に合意し、女性のエンパワーメントにつき議論。安倍総理からは、日本の途上国支援及び女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)の開催について発信するなど、「女性が輝く社会」の構築に関する取組をアピールした。



首脳集合写真撮影(写真提供:内閣広報室)

【首脳宣言】(外務省仮訳・抜粋)

女性の経済的な能力強化

女性の経済的な参画は貧困と不平等を削減し、成長を促進し、全ての人々に恩恵を与える。(中略)民間部門も、女性がより有意義な形で経済活動に参加することが可能な環境を創り出す上で極めて重要な役割を有している。我々はしたがって、国連女性のエンパワーメント原則を支持し、世界中の企業に対して、その活動に女性を組み込むよう要請する。我々は、女性に関する新たなG7作業部会を通じた取組で連携する。